

一関市障害者ふれあい交流施設条例施行規則の一部を改正する規則

改正前			改正後		
別表（第10条関係）			別表（第10条関係）		
利用区分	単位	使用料	利用区分	単位	使用料
電気器具等（消費電力500w以上のものに限る。）を 持込使用する 場合の電 気料金	<u>1回につき消費電力 量1kWhまで</u>	50円	電気器具等（消費電力の合計が500Wを超え る場合に限る。）を 持込使用する 場合の電 気料金	<u>コンセント1か所に つき1時間（コンセ ント1か所当たりの 消費電力は1500Wま でとする。）</u>	50円
	1回につき消費電力 量1kWhを超える場合	3kWhまでは100円と し、3kWh増えるごと に50円を加算する。			
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。